

## 「行革」カット…月例給、一時金とも緩和

### 現給保障維持、55歳昇給停止させず

#### 一定の前進回答を得て、高教組拡大闘仮妥結決定

高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は、28日午前2時45分より県教委と最終交渉を行いました。「行革」による賃金カットは月例給・一時金とも一定緩和、現給保障は維持させ、55歳昇給停止を阻止しました。また、休暇制度でも前進回答を得ました。高教組拡大闘争委員会は、4時45分仮妥結することを決定しました。

#### 県教委最終回答の内容

##### 「行革」による賃金カットの緩和

給料月額のカット率緩和：

一般職員に限り、2013年1月～2014年3月の間次のように緩和

役職加算10%者 ... 3%を2.8%に

” 5%者 ... 2.8%を2.6%に

加算なしの職員 ... 2.5%を2.3%に

一時金の役職加算率抑制の緩和：

今年度6月・12月分を次のように緩和

5%加算者... (抑制措置で4%を) 5%に

10%加算者... ( ” 6%を) 8%に

15%加算者... ( ” 7.5%を) 9.5%に

20%加算者... ( ” 10%を) 12%に

役職加算のない若年層...0.038月分加算

自宅に係る住居手当：

今年度は改定なし、来年4月廃止

現給保障額の廃止：

今年度は実施せず、来年度改めて協議

55歳超職員の昇給停止：

今年度は実施せず、来年度改めて協議

勤務実績の給与への反映：

勤勉手当の取扱いは現行通り、来年度改めて協議

通勤経路に明石海峡大橋を含む場合の通勤手当の改善：

詳細は確定速報6号をご覧ください

介護のための離職再採用：

介護休暇取得からの継続要件廃止

介護休暇の期間延長についても手続きを簡略化

ボランティア休暇の要件拡充：

学校教育法に規定する学校等以外（保育所等）のPTA活動も要件に加える

臨時的任用教員の2級適用要件緩和：

常勤講師としての期間18年以上を16年以上に

詳細は次号でお知らせします。

# 署名最終集約 4909 筆！ご協力ありがとうございました